

鹿 児 島 市 長 様
鹿児島市教育委員会教育長 様
鹿児島市議会議長 様
(公財) 鹿児島市スポーツ少年団本部長 様

児童・生徒のスポーツ活動機会の適正な確保を求めます！！

本県における新型コロナウイルスの感染急拡大を受けて、令和3年8月13日、「鹿児島県緊急事態宣言」を発令し、同17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく「まん延防止等重点措置、の鹿児島県への適用が決定しました。

このことを受けて、同26日、鹿児島市教育委員会教育長からの各小・中・高等学校長宛「2学期の対応方針について(通知)」により、部活動が原則中止とされ、また、(公財) 鹿児島市スポーツ少年団においては、同27日付鹿市ス少第83号「今後の本市スポーツ少年団活動について、により、本市内の各スポーツ少年団に対して、少年団活動の自粛の「お願い」がなされました。

一方、令和3年8月25日付の文部科学省事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」には、「2. 部活動における留意事項」として、「一律に中止するのではなく」、「屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底」し、「感染症対策と部活動の両立を図り、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会を確保」することが要請されています。

私たちは、各部活動、スポーツ少年団及び社会体育団体(青少年健全育成の地域任意団体、NPO法人団体等)の活動においても、より一層の感染症対策が必要であるとの認識の下、児童・生徒、指導者及び保護者が一体となって取り組んでおり、新型コロナウイルス禍の日常生活や学校行事等において様々な制約を受けている子どもたちにとっては、スポーツ活動を通じてスポーツの「喜び」を感じ、「地域づくり、に貢献することが、「心身の健全育成、に繋がると確信しています。

【要望事項】

1. まん延防止等重点措置適用下における児童・生徒のスポーツ活動への一律の活動制限に反対し、鹿児島市及び(公財) 鹿児島市スポーツ少年団において、文部科学省事務連絡に基づいた適切な対応による「児童・生徒のスポーツ活動機会の適正な確保」を求めます。

名 前	住 所

※いただいた署名は、市長、教育長、市議会議長及び(公財) 鹿児島市スポーツ少年団への要望以外には用いません。